

## 令和3年度中野市人権センター運営委員会次第

日時：令和3年10月1日（金）

午前10時00分

場所：中野市人権センター会議室3

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会長選出

5 会議事項

(1) 令和2年度中野市人権センター事業の実施状況について

(2) 令和3年度中野市人権センター事業について

(3) その他

6 閉会

## 《人権センターの概要》

昭和 51 年に豊田村隣保館（現在の中野市豊田人権センター）、昭和 53 年に中野市隣保館（現在の中野市人権センター）が、それぞれ開設されました。隣保館は、社会福祉法に基づき隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること、その他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業）を実施してきましたが、平成 14 年度から隣保館設置運営要綱に基づき、さらなる事業の推進を図ることとなりました。旧中野市では、同年度、「中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画」に基づき、「人権のまちづくり」の拠点として、中野市隣保館は中野市人権センターに、平成 17 年度、市村合併に伴い、豊田村隣保館は中野市豊田人権センターにそれぞれ名称を変更し、人権教育の総合的な企画運営、生きがい対策事業等を推進しています。

### ○ 中野市人権センター

昭和 53 年度、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための交流の拠点として、「中野市隣保館」を開設。

平成 13 年度、県の介護予防拠点施設整備事業により増改築。

平成 14 年度、「中野市人権センター」と名称を変更。

【増改築工事完成日】平成 13 年 11 月 30 日

【施設の構造面積】 木造モルタル平屋建 441.5 m<sup>2</sup>

【施設内容】 会議室 3 箇所、調理室、相談室、事務室など

【使用時間】 午前 8 時 30 分～午後 10 時【休館日】年末年始

【会議室の使用】 申請により、人権や地域交流に関わる会議等で使用できる。

【人権教育 DVD】 貸出可能。

### ○中野市豊田人権センター

昭和 51 年度、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための交流の拠点として「豊田村隣保館」を開設。

平成 17 年 4 月 1 日、市村合併による新中野市誕生に伴い「中野市豊田人権センター」と名称を変更、豊田地域の人権教育の総合的な企画運営、地域交流事業等を推進。

【開館日】 昭和 51 年 4 月 1 日

【施設の構造面積】 鉄筋 2 階建 381.03 m<sup>2</sup>

【施設内容】 会議室、学習室、和室、調理室、事務室など

【使用時間】 午前 8 時 30 分～午後 10 時【休館日】年末年始

【会議室の使用】 申請により、人権や地域交流に関わる会議等で使用できる。

## (1) 令和2年度 人権センター事業の実施状況について

市民の福祉の向上、人権教育及び啓発のための交流拠点となる開かれたコミュニティセンターを目指して、生活上の各種相談事業、地域交流事業等、啓発広報活動、社会人権教育推進事業を実施しました。

### ○各種相談事業

- ・人権センター生活相談員による相談事業 2名配置 件数 47件

行政や関係機関等との連携及び情報提供や、定期的な巡回により、相談前後状況を把握し報告した。

### ○地域交流事業

地域住民を対象にレクリエーション、各種講座を開催し、相互の交流を図ることで人権意識の高揚を図った。

	事業・講座名	開催月	回数	人数 (延べ)
中野	折り紙教室	6月～3月	10回	117名
	初心者折り紙教室	6月～12月	6回	89名
	クラフトミニバック教室	7月～8月	4回	56名
	秋の和菓子教室	10月	1回	13名
	アロマで作るルームスプレー教室	10月	1回	12名
	中華風ちまき教室	11月	1回	14名
	新春にむけて楽しめる苔玉教室	11月	1回	20名
	布リングの布ぞうり教室	12月	2回	32名
豊田	生け花教室	6月～11月	6回	65名
	料理教室	新型コロナウイルス感染症により中止		
	折り紙教室	6月～1月	8回	60名
	絵手紙教室	6月～11月	6回	48名
	ソーイング教室	8月～10月	6回	100名



クラフトミニバック教室 (中野)



生け花教室 (豊田)

○保健・福祉事業

	事業名	開催月	回数	人数 (延べ)
中野	いきいき健康体操教室 (概ね60歳以上の方)	6月～7月	8回	107名
豊田	健康体操教室	10月～11月	6回	77名
	ふれあい交流会	新型コロナ感染症により中止		



いきいき健康体操教室 (中野)



健康体操教室 (豊田)

○啓発及び広報活動事業

あらゆる人権問題について、教育・啓発事業を通じて差別意識の解消に努めた。

- ・人権啓発広報「心をひらく」 年2回(5月、12月)発行。全戸配布。
- ・人権センターまつり 新型コロナ感染症により中止
- ・人権のつどい 新型コロナ感染症により中止
- ・シトラスリボンプロジェクトの推進  
(新型コロナウイルスの感染者や医療関係者に対する支援を表わすシトラスリボンの配布)
- ・人権センター施設利用者人権教育研修会  
令和3年2月25日(木) 22団体29人参加  
講話:「高齢者の人権について」  
講師:中野市役所 健康福祉部 高齢者支援課 児玉登美江さん
- ・ココロのワクチンプロジェクト  
令和3年3月26日(金) 16人参加  
講話:「新型コロナウイルスに伴う誹謗中傷などの抑止について」  
講師:吉本興業 長野県住みます芸人 ゆでたかのさん

○社会人権教育推進事業

市内の区・分館や幼稚園・保育園等が開催する人権教育懇談会・研修会に講師を派遣し、懇談会等を通じて、人権問題に対する意識の高揚・差別意識の解消に努めた。

また、市内企業に中野市企業人権教育推進協議会への加入促進、会員への人権研修を実施するとともに、共同して人権教育の推進に努めた。

（）内は令和元年度実績

区・分館人権教育懇談会	41 か所実施 (70)	延べ1,655 人参加 (1,699)
高齢者人権教育研修会 (老人クラブ)	2 回実施 (2)	延べ22 人参加 (34)
幼稚園・保育園人権教育研修会	中止 (14)	中止 (806)
中野市企業人権教育推進協議会	70 企業参加	



区・分館人権教育懇談会 (若宮)



区・分館人権教育懇談会 (七瀬)

○令和2年度人権センター利用状況

（）内は令和元年度実績

	中野市人権センター	中野市豊田人権センター
年間回数	375 回 (624 回)	101 回 (169 回)
利用者数	3,229 人 (6,658 人)	1,170 人 (1,730 人)

主な利用団体

・中野市人権センター

部落解放同盟中高地区協議会、部落解放同盟中野市協議会、中野市人権のまちづくりネットワーク、北信地区憲法を守る会、手編みの会、風花 (パッチワーク)、キルト工房 (パッチワーク)、中高断酒会、中野市日中友好協会、いきいき健康体操、なかよしクラブ (体操)、高社山句会、中野市健康を守る会、中野オカリナの会、出愛の会 (絵手紙) 他

・中野市豊田人権センター

部落解放同盟中高地区協議会、部落解放同盟宮浦支部、宮浦常会、中野市更生保護女性会、にこにこサロンすずめ、ふるさと虹の会、愛の一言会、生け花サークル、豊田地区人権研修会、ふるさとファーム、ララカフェ豊田 (子ども食堂)、さくら茶会、スマイル体操教室 他

## (2) 令和3年度 人権センター事業について

### 1 目的

市民の福祉の向上、人権教育及び啓発のための交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、もって人権問題の速やかな解決に資することを目的とする。

### 2 運営の方針

- (1) 第1の目的を達成するため、市民の理解と信頼を得つつ、市民の生活課題に応じた事業計画を立て事業を実施する。
- (2) 市民が気軽に立ち寄り、広く利用できるよう人権センターの運営をする。

### 3 運営事業

- (1) 社会調査及び研究事業……生活の改善向上を図るための必要な事業を研究
- (2) 相談事業……地域住民等の生活上の相談に応じ、自立支援を助言・指導
  - ① 人権センター生活相談員による相談事業
    - ・行政や関係機関等との連携及び情報提供を行う。
    - ・定期的な巡回により、相談内容を把握し報告する。
  - ② 在日外国人に対する相談
    - ・電話等による生活上の相談は、必要に応じ関係部署等に案内する。
- (3) 地域交流事業……地域住民及び周辺地域との交流により差別意識を解消する。

	講座名	開催月	回数	定員
中野	笹団子作り教室	5月～6月	2回	各6名
	初心者折り紙教室	6月～10月	5回	10名
	クラフトテープで小物入れを作ろう	6月～7月	5回	10名
	多肉植物でアレンジ	10月	2回	各10名
	一年中飾れるハーバリウム	10月	2回	各10名
	籐の果物かごを作しましょう	11月	1回	10名
	折り紙教室	11月～3月	5回	10名
豊田	生け花教室	6月～11月	6回	15名
	料理教室	新型コロナウイルス感染症対策により中止		
	折り紙教室	6月～1月	8回	15名
	絵手紙教室	6月～11月	6回	15名
	ソーイング教室	8月30日～10月18日	6回	15名

※ソーイング教室は、上記日程のとおり計画し参加者を募集したが新型コロナウイルス感染症により9月27日から11月1日までの期間に変更した。

(4) 保健・福祉事業

	事業名	開催月	回数	人数(延べ)
中野	いきいき健康体操教室 (概ね60歳以上の方)	6月～7月(毎週火曜日)	9回	10名
豊田	健康体操教室	10月～11月(毎週火曜日)	6回	15名
	ふれあい交流会	未定	1回	15名

(5) 啓発及び広報活動事業……あらゆる人権問題に関する教育・啓発事業を行う。

- ① 人権啓発広報「心をひらく」 年2回(5月、12月)発行。全戸配布
- ② 人権センターまつり 新型コロナ感染症対策により中止
- ③ 人権のつどい 未定

(6) 社会人権教育推進事業

市内の区・分館や幼稚園・保育園等が開催する人権教育懇談会・研修会に講師を派遣し、懇談会等を通じて、人権問題に対する意識の高揚・差別意識の解消に努める。

また、市内企業に中野市企業人権教育推進協議会への加入を促進するとともに、会員への人権啓発を行い、共同して人権教育の推進に努める。

- ・区・分館人権教育懇談会
- ・高齢者人権教育研修会(老人クラブ)
- ・幼稚園・保育園人権教育懇談会
- ・中野市企業人権教育推進協議会

## 中野市人権センター運営委員名簿

(任期 2年 令和3年7月1日～令和5年6月30日)

(順不動・敬称略)

区分	氏名	推薦団体・役職	備考
第4条2号1項	芝内 七郎	部落解放同盟中野市協議会会長	
第4条2号1項	小林サチコ	部落解放同盟中野市協議会書記長	
第4条2号1項	小橋 健一	部落解放同盟中野市協議会支部長	
第4条2号1項	小林 伸雄	中野市老人クラブ連合会副会長	
第4条2号1項	矢澤 則夫	中野市身体障がい者福祉協会会長	
第4条2号2項	高見沢みどり	中野市健康を守る会副会長	
第4条2号2項	涌井 純生	中野市人権のまちづくりネットワーク	
第4条2号3項	若林 幸裕	中野市校長会・平野小学校校長	
第4条2号3項	町田 利勝	中野市区長会理事	
第4条2号3項	桜沢 いづみ	中野市民生児童委員協議会理事	
第4条2号3項	黒岩 正和	中野市企業人権教育推進協議会会長	
第4条2号3項	徳竹 佐織	中野市社会福祉協議会地域福祉係長	

### ◇事務局

所属	役職	氏名
くらしと文化部	部長	竹前 辰彦
中野人権センター	館長(兼務)	竹内 和彦
	副館長(兼務)	鳥羽法祐
	主幹(兼務)	牧野 明子
	副主幹(兼務)	清水 博幸
	指導員	町田 喜範
	指導員	小林ゆかり
豊田人権センター	副館長	高野 裕彦
	指導員	小菅 恵子



○中野市人権センター運営要綱

平成17年4月1日告示第8号

改正 平成28年3月31日告示第34号

中野市人権センター運営要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、中野市人権センター条例（平成17年中野市条例第36号）の規定に基づく人権センターにおいて、市民の福祉の向上、人権教育及び啓発のための交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、もって人権問題の速やかな解決に資することを目的とする。

(運営の方針)

**第2条** 市長は、前条の目的を達成するため、市民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、また、市民の生活課題に応じた事業計画を長期的展望の下に毎年度策定し、当該事業計画に基づいて事業を実施するものとする。

- 2 人権センターは、常に中立公正を旨とし、広く市民が利用できるよう運営しなければならない。
- 3 人権センターの運営に当たっては、市民の自立の支援を基本とするとともに、関係機関、社会福祉法人、ボランティア等との連携を図るものとする。

(事業の内容)

**第3条** 人権センターは、前条に規定する運営方針により、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 人権に係る生活の実態調査、研究及び相談・助言
- (2) 人権に関する理解を深めるための教育・啓発及び広報活動
- (3) 各種クラブ活動、レクリエーション及び文化活動
- (4) 社会福祉等の活動

(運営委委員会)

**第4条** 人権センターの適正な運営を図り、事業の円滑な執行を期するため、中野市人権センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

- 2 委員会は、15名以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 市民の代表者
  - (2) 人権センター利用者の代表者
  - (3) 識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第5条** 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、会議の座長となる。

(簿冊の整備)

**第7条** 人権センターには、その管理運営に必要な帳簿を備え付けなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日告示第34号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中野市人権センター運営要綱第4条第2項の規定による委員(以下この項において「旧委員」という。)である者は、それぞれこの要綱による改定後の中野市人権センター運営要綱第4条第2項の規定による委員(以下この項において「新委員」という。)とみなす。この場合において、その新委員とみなされる者の任期は、この要綱の施行の日における旧委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一とする。